六十七号	一般国道三百二十
	次に掲げる地点の間で供用されている区間 一　日向市大字財光寺字尻無川にある一般国道十号と一般国道三百二十七号との交点 二　同市大字平岩字橋ノ口にある高速自動車国道九州自動車道と一般国道三百二十七号との交点
六十一号	一般国道三百三十八
	次に掲げる地点の間で供用されている区間 一　青森県上北郡おいらせ町獺野にある一般国道四十五号と一般国道三百三十八号との交点 二　同郡六ヶ所村鷹架発茶沢にある一般国道三百三十八号と青森県道百八十号との交点
六十二号	一般国道三百四十六
	次に掲げる地点の間で供用されている区間 一　宮城県宮城郡松島町根廻字動伝二にある一般国道四十五号と一般国道三百四十六号との交点 二　同町根廻字桐田にある一般国道四十五号の公社区間と一般国道三百四十六号との交点
六十三号	一般国道三百五十
	次に掲げる地点の間で供用されている区間 一　上越市港町二丁目にある一般国道三百五十号と新潟県道四百六十八号との交点 二　同市下源入にある一般国道八号と一般国道三百五十号との交点
六十四号	一般国道三百五十一
	次に掲げる地点の間で供用されている区間 一　長岡市神田三丁目にある一般国道八号と一般国道三百五十一号との交点 二　同市古正寺町にある一般国道三百五十一号と新潟県道二百六十三号との交点
六十五号	一般国道三百五十二
	一　次に掲げる地点の間で供用されている区間 イ　長岡市東蔵王二丁目にある一般国道三百五十二号と新潟県道四百九十八号との交点 ロ　同市神田三丁目にある一般国道八号と一般国道三百五十二号との交点 二　次に掲げる地点の間で供用されている区間 イ　長岡市大手通二丁目にある一般国道三百五十二号と新潟県道三十六号との交点 ロ　同市殿町二丁目にある一般国道三百五十二号と新潟県道四百九十八号との交点
六十六号	一般国道三百五十四
	次に掲げる地点の間で供用されている区間（平成二十六年七月三十一日現在で、車両制限令第三条第一項第二号イの規定に基づき指定されている道路のみから構成されるものに限る。） 一　土浦市営谷町にある一般国道三百五十四号と茨城県道百九十七号との交点 二　行方市玉造甲にある一般国道三百五十四号と茨城県道五十号との交点

六十七号	一般国道三百五
	次に掲げる地点の間で供用されている区間 一　金沢市月浦町甲にある一般国道三百四号と一般国道三百五十九号との交点 二　同市吉原町ハにある一般国道三百五十九号と石川県道二百十五号との交点
六十八号	一般国道三百七
	次に掲げる地点の間で供用されている区間 一　海南市名高にある一般国道三百七十号と和歌山県道百三十五号との交点 二　同市幡川にある一般国道三百七十号と和歌山県道十八号との交点
六十九号	一般国道三百七
	次に掲げる地点の間で供用されている区間 一　東広島市西条町馬木にある一般国道三百七十五号と広島県道六十七号との交点 二　同市西条町御薗宇にある一般国道二号と一般国道三百七十五号との交点
七十号	一般国道三百八十
	次に掲げる地点の間で供用されている区間 一　佐伯市駅前一丁目にある一般国道二百十七号と一般国道三百八十八号との交点 二　佐伯市西浜にある一般国道三百八十八号と臨港道路との交点
七十一号	一般国道四百三
	次に掲げる地点の間で供用されている区間 一　千曲市大字杭瀬下字東沖にある一般国道十八号と一般国道四百三号との交点 二　同市桑原にある一般国道十八号と一般国道四百三号との交点
七十二号	一般国道四百七
	一　次に掲げる地点の間で供用されている区間 イ　熊谷市代字天神にある一般国道十七号と一般国道四百七号との交点 ロ　同市石原字植木にある一般国道百四十号と一般国道四百七号との交点 二　次に掲げる地点の間で供用されている区間 イ　東松山市沢口町にある一般国道四百七号と埼玉県道六十六号との交点 ロ　同市新宿町にある一般国道四百七号と埼玉県道二十七号との交点
七十三号	一般国道四百十
	次に掲げる地点の間で供用されている区間 一　知立市新林町平草にある一般国道四百十九号の公社区間と公社区間外の区間との接点 二　高浜市青木町一丁目にある一般国道四百十九号の終点
七十四号	一般国道四百二十三
	次に掲げる地点の間で供用されている区間（吹田市江の木町にある一般国道四百二十三号と一般国道四百七十九号との交点を経由するものに限る。） 一　吹田市江の木町にある一般国道四百二十三号と一般国道四百七十九号との交点 二　豊中市新千里南町にある一般国道四百二十三号と大阪府道二号との交点